

指定管理者候補者選定基準表：新座市体育施設等

必須要件	審査内容	判定
	・法令等が遵守されているか ・仕様書に適合した事業計画となっているか	○ 適 否

*必須要件について、個々の委員の判定に基づき協議した結果、委員の総意において「否」と判断した場合は、失格とし以下の採点は実施しない。

選定項目		審査項目	審査内容	配点	採点
1	(条例第2条第4項第1号) 利用者の平等な取扱い	施設の設置目的に沿った管理	施設の設置目的を理解しているか	3	
			施設利用者に配慮した管理運営内容か	3	
		申請団体の経営理念・経営方針	施設設置目的との整合性があるか	3	
			経営理念・経営方針を施設運営に反映できるか	3	
		個人情報の取扱い	保有する個人情報の取扱いは適切か	3	
		情報公開の取扱い	保有情報の公開に対する措置が講じられているか	3	
		利用者の要望の把握・苦情処理体制	利用者からの意見・要望を把握し、対応する体制が整備されているか	3	
		公の施設としての施設運営	公平かつ安全な運営に配慮しているか	3	
			遵守すべき関係法令等を理解しているか	3	
			提案している事業内容は的確か	3	
小計				30	24.60
2	(条例第2条第4項第2号) 施設の適切な維持管理	利用サービスの向上	サービス向上のための方策を具体的かつ現実的に提案しており、創意工夫が認められるか	5	
		魅力的な提案	施設の特性や地域性、年齢層などに配慮し、利用者の増加につながる事業が提案されているか	5	
			地域との連携等、管理運営を向上させるための提案があるか	5	
		施設の維持管理体制	適切な維持管理が見込める体制か	5	
			委託等の方針は適切か	5	
		安全管理体制	日常等の安全管理及び急病等の緊急時対策や防犯、防災等の危機管理体制は適切か	5	
小計				30	26.60
3	(条例第2条第4項第2号) 経費の縮減	経費の縮減額	市が設定した基準額（※）と比べて経費が縮減されているか	25	
		経費の縮減に対する工夫	経費縮減の工夫はあるか	5	
小計				30	11.40
4	管理を安定して行う物的能力及び人的能力 (条例第2条第4項第3号)	収支計画	積算された経費は事業計画と整合しているか	3	
			収支計画内容に実現性があるか	3	
		安定的な運営	安定的な運営を図れる財務状況か	3	
			適切な経理が見込めるか	3	
		職員体制	組織体制についての事業計画内容は適切か	3	
			職員の勤務体制についての事業計画内容は適切か	3	
			職員の採用、確保についての事業計画内容は適切か	3	
			職員の研修体制についての事業計画内容は適切か	3	
		申請団体の実績	類似施設等の運営実績はあるか	3	
			運営実績は、施設の管理運営にいかせるものか	3	
小計				30	23.04
合計				120	85.64

(注) 申請者のうち、市で定めた基準点（80点）を上回っていない場合は、指定管理者の候補者には選定しない。

※ 裏面参照

1 必須要件

「法令等が遵守されているか」及び「仕様書に適合した事業計画となっているか」の必須要件について個々の委員の判定に基づき協議した結果、委員の総意において「否」と判断した場合は、指定管理者の候補として選定しないため、1から4までの選定項目に係る採点は実施しない。

2 基準額・評価方法

選定基準表の3「審査項目：経費の縮減額」の点数（配点25点）については、以下のとおりとする。

(1) 基準額

人件費、事務費、管理費及び事務経費については、直近の実績等（令和4年度決算額、令和5年度決算額及び令和6年度予算額）を基本として積算した。

区 分	金 額
採点に当たっての基準額	205,069千円

(2) 経費の縮減額の評価

基準額を15点（基準点）とし、0～25点の範囲で、提案額が基準額を下回る場合は、基準額を1%（2,051千円）下回るごとに1点を加点する。逆に、提案額が基準額を上回る場合は、基準額を1%上回るごとに1点を減点する。

なお、提案額は、令和7年度から令和11年度までの5年間に於いて、「審査対象経費」として提案された額の合計を5で除したものとした。